

2019（令和元）年8月21日

〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目23番22号
株式会社名古屋グランパスエイト
代表取締役 小西 工己 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎
（連絡先）〒464-0075 名古屋市千種区内山3-28-2
KS千種ビル6階F
事務局長 野澤 厚美
（TEL：052-734-8107、FAX：052-734-8108）

ご連絡及び再要請書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成31年4月16日付申入れ及び要請書にかかる申入れ事項及び要請事項について、来年度の募集開始に向けた規約の変更等、真摯にご検討・ご対応いただき誠にありがとうございます。

貴社の令和元年5月15日付ご回答内容を踏まえ、当法人にて検討した結果について、別紙のとおりご連絡及び再要請させていただきます。

つきましては、貴社の見解や対応につき、2019（令和元）年9月24日を目途に、上記連絡先に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具

ご連絡事項及び再要請事項

1 会費にかかる規定について（当法人平成31年4月16日付「申入れ事項」関係）

会費にかかる規定について、2020年募集に向けた変更をご検討いただきありがとうございます。貴社の変更案は、法令の定めがある場合以外でも、事情によっては解約・返金対応をする場合もあることを表明する内容となっており、貴社のファンを大切にしている企業姿勢に大いに賛意を申し上げます。

なお、貴社から意見を求められた、法令の定めがある場合以外で消費者が保護されるべき場合としては、例えば、次のような場合が考えられるのではないかと検討いたします。

①会員の死亡、疾病その他のファンクラブサービスを受けることが不可能もしくは著しく困難な事情が生じた場合

②会員資格に基づくファンクラブサービスを受ける前に会員資格に基づき受領した物品（特典）を未使用の状態返品の上、退会を申し出た場合

つきましては、貴社変更案における「会社の認める理由がある場合」として、一定の返金対応する扱いをご検討くださいますようお願い申し上げます。

2 会員資格の有効期間の開始前に退会申出があった場合の扱いについて（当法人平成31年4月16日付「要請事項」関係）

会員資格の有効期間の開始前に退会申出があった場合の扱いについて、ファンクラブサービスにかかる費用発生の実態や特典の返却状況等を踏まえ、運用面で改善すべき点を改めていきたいとのご回答をいただきました。

この点、消費者契約法9条1号が、消費者契約の解除に伴う違約金条項について、解除の時期等に応じ、解除に伴い事業者が生ずる平均的損害の額を超える部分を無効とする趣旨に照らせば、法令で申込みの無効、取消し、解除が認められる場合以外の理由により退会申出があった場合は、その退会申出の時期（会員資格開始までの期間）に応じ、貴社に生じる平均的損害の額を超える部分に相応する年会費を返金することが消費者保護に資するものといえます。

貴社のご説明のとおり、募集開始から有効期間の開始前日（12月31日）までの期間で年間サービス運営費用の3割程度発生しているのであれば、少なくとも年会費の7割を返金する扱いとしても、貴社には特段の損害や不都合は生じないものと考えられます。また、有効期間の開始前に退会申出をする会員は極めて少数でファンクラブ運営に与える影響も限定的なものと推察されます。

つきましては、有効期間の開始前の退会申出があった場合の年会費の扱いにつき、貴社サービスの実情を踏まえた規約の変更をご検討いただきますよう改めて要請いたします。

以上